

東京読売写真クラブ(東京YPC) 会則

平成26年1月
東京読売写真クラブ

第1条 [名称]

本会は「東京読売写真クラブ」と称す。省略して「東京YPC」と称す。

第2条 [事務局]

本会は、事務局を読売新聞社「読売写真大賞事務局」内（東京都千代田区大手町1-7-1）に置く。

第3条 [目的]

本会は広く写真文化の振興をめざし、写真技術の向上を図るとともに写真を通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 [組織と会員]

本会は第3条の目的に賛同し、原則として東京都に在住している写真を愛好する者をもって組織する。但し、他府県在住者の入会を妨げない。本会を円滑に運営かつ会員の利便を図るために、支部組織を設けることができる。

第5条 [事業]

本会は前条目的の達成のために、次の事業を行う。

- (1) 撮影会、モデル撮影会、写真教室の開催
- (2) 定例クラブ会合、写真コンテスト、作品審査、作品展の開催
- (3) 会員名簿、会報誌の提供
- (4) 読売新聞社の諸事業への協力
- (5) その他、必要な事業

第6条 [役員と任務]

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が任務を行う事が不可能な時は職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長、副会長を補佐し会長、副会長が任務を行う事が不可能な時は職務を代行する。
- (4) 事務局は、事務局長および事務局員を置き、クラブ運営管理、会計事務処理等を行う。
- (5) 理事は、本会の事業運営に参画する。
- (6) 会計監査は、本会の経理を監査する。

第7条 [名誉会長および顧問]

本会運営の円滑と発展に資するため、名誉会長および顧問を置くことができる。

第8条 [役員を選出]

役員は、役員会に於いて候補者を選出し総会の承認を得るものとする。

第9条 [役員任期]

役員任期は2年とする。ただし会の運営に支障を与えない限り、会員の総意をもって再任を妨げない。

第10条 [会議]

本会の会議は次の通りとし、会長が招集する。

(1) 総会

イ) 最高決議機関であり、年1回定例総会を開催する。但し、必要により臨時総会を開催することができる。

ロ) 総会の議決を要する事項は、次の通りとする。

①会則の改定

②旧年度の事業報告および収支決算

③新年度の事業計画および収支予算

④役員を選出

ハ) 総会は、会員の3分の1以上の出席(委任状も可とする)により成立、議決は出席者の過半数とする。

ニ) 議長は会長が指名する。

(2) 役員会

会の運営に関する件を審議決定するため、必要な時開催する。

第11条 [委員会]

本会の事業を行うため、各種の実行委員会を設けることができる。委員会の委員は会長が委託する。

第12条 [本会の運営費]

本会の運営費は入会金、年会費等の収入をもって充てる。

第13条 [入会金と年会費]

本会の入会金、年会費は次の通りとする。

(1) 入会金 1,000円(入会時のみ)

(2) 年会費 5,000円

但し、10月1日以降に入会する会員については年会費を半額とする。

年少会員は入会金、年会費とも半額とする。年少会員は中学、高校に在学中で親権者の承諾を必要とする。

(3) 会費等は原則として返却しない。

(4) 入会金、年会費は入会時に納入するものとする。

第14条 [会計年度]

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第15条 [入会]

本会に入会を希望するものは、随時入会することができる。但し、年会費は13条に準ず。

入会申込書と顔写真の提出、入会金、年会費の納入を経て会員とし、会員証、バッジを交付する。

第16条 [継続会員]

継続会員は継続年の年会費を毎年3月末までに納入するものとする。

納入方法は郵便振込みのみとする。

口座番号 00150-0-26963 東京読売写真クラブ

必ず住所、氏名、会員番号を明記する。

第17条 [退会] (休会)

本会を退会しようとする会員は、退会届書の提出をもって退会を認める。

また、納入された年会費等は原則として還付しない。

- (1) 年会費未納の会員は退会扱いとする。
- (2) 本会の目的に反し、また好ましくない行為があった場合は、役員会の議を経て会員を除名することができる。
- (3) 退会の会員は、会員証、バッジを返却する。
- (4) 休会を希望する会員は必ず事務局に届け出、承認を受けるものとする。
(休会期間は1年間とする)

第18条 [支部規定]

支部は本会の会員をもって組織し、役員会の承認を得て支部の資格を有する。

- (1) 支部は支部名に「YPC」を冠して呼称とする。
- (2) 支部には、支部長等の運営に必要な役員を置く。
- (3) 支部長は、本会の役員構成員となる。

第19条 [疑義の処理]

会則に定めない事項および疑義が生じた場合は、その都度、役員会において協議し解決にあたるものとする

第20条 [会員提出作品の保護期間]

会員の提出した作品は3ヶ月を保存期間とし、期間経過の作品は事務局で処分する。

[付則] この会則は、2004年3月13日から実施する。